

大分県社会保険労務士会 現執行部（会長）の違反行為の報告及び現執行部解任の要求

平成28年4月28日
はんだ社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士
登録番号 44090004号
栃原 嘉明（大分東支部所属）
〒870-1109
大分県大分市 判田台南2-6-4
097-507-9822

大分労働局長 様

拝 啓

本会の運営に関しては、常ながら多大なるご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、去る2月9日に大分県社会保険労務士会（執行部とする）において臨時総会（本会とする）が開催されました。議案は、執行部が目野会員より起こされた訴訟の弁護士費用を、県会の予算から支出していかどうかの可否でした。結果としては、県会からの支出が賛成多数となり、可決されることになりました。しかしながら、本会の決議については、本会開催前から執行部による不正行為が少なからず認められたため、本会の成立自体に問題があると考えました。理由は下記①～⑥によります。

① 経緯の隠蔽行為（資料①を参照）

本会の議案になっている裁判に至るまでの経緯が、これまでまったく県下の会員に周知されてこなかったことが挙げられます。目野会員からは、平成27年3月から同年11月頃まで、実に17回に渡って「ご通知」が出されており、目野会員から積極的に話し合いをしましょうという働きかけがありました。しかし、執行部、特に間部会長からは、一度だけ文書での回答があったのみで、話し合いに応じようという姿勢はまったく見られませんでした。平成27年8月28日にこの件についての理事会が開催され、目野氏に対して応訴する決議がされました。その直後に弁護士との契約を結び、約200万円もの費用を支出してしまったのです（この件は会員には伏せられていた）。この時点で、一度でも話し合いに応じていれば、早い段階で臨時総会を開催し、会員の意見を聴取した上で、物事を穏便に治めることができたはずです。そうすれば、弁護士費用などは1円も掛かる余地はなかったものと推測します。

なお、われわれ会員が今回の事件を知り得たのは、公式には平成28年1月発行の「会報 社労士会 おおいた 第44号」においてであり、少なくとも前記理事会から実に4ヶ月以上の月日が経過していました。このような状況で、何も知らされていない個々の会員が執行部の運営に関する可否を、正常に判断して決議を行うことができるはずがありません。自然、状況を把握していない会員のほとんどが、訳も分からず執行部に賛成票を入れる結果になることは、想像に難くありません。この一連の行為を“**隠 蔽**”と言わずして、なんと言うのでしょうか。

② 臨時総会の日時（資料②を参照）

これほど大事な議案を決議するに、なぜ平日の昼間に開催する必要性があったのでしょうか。これでは、日中勤務している非開業の会員が出席できるはずもなく、明確な意思表示をすることは非常に難しくなることは誰の目に見ても明らかです。常識的に考えれば、土日に開催するべきだと考えます。

③ 出欠表の様式違反（資料③を参照）

本会の「出欠表」の様式が、会則第27条第2項の本旨に従った内容になってないことが問題です。この様式だと、欠席した会員は自分の明確な意思表示ができず、自然、執行部よりの賛成票になる確率が高くなります。本来、同条同項の趣旨は、各議案の賛否を問い、それができない場合は特定の会員に委任するというものであるはずです。被委任者の氏名が無記名の場合、はじめて執行部一任という結論に相成るという趣旨だと理解します。前記①の隠蔽行為を助長するための手段としか見えません。

④ 執行部による会員への脅迫行為（資料④を参照）

当方および目野会員の方へ、1通ずつ計2通の匿名での投書がありました。内容は、非開業会員へ「出席しなくてもいいから、委任状を出せ」、あるいは「県会からの受託事業を回してやっているのだから、執行部の議案に賛成しろ。さもないと・・・」といったおおよそ、まともな組織の執行部とは思えない脅迫的なシロモノでした。特に登録間もない会員は、県会の状況を詳細には知らず、さらに社労士としての収入がほとんどないため受託事業に頼らざるを得ない状況であり、そのような弱みに付け込んだ票集めは「脅迫行為」としか見られません。そもそも、重要な決議のために個々の意思を確認しているのに、事前に一部の会員に根回しを行い、その意思表示を曲げさせる介入行為は、違法行為そのものだと思います。「会長」「副会長」「理事（支部長）」という肩書きは、そのような目的のために使用することは許されないはずです。

⑤ 決議内容の矛盾（資料⑤を参照）

本会の出欠状況は、事務局の発表だと以下のようになっています。

出席者 46名 有効委任状109名（提出者117名のうち、9名が無効）
合計 155名

賛成 114名 反対 16名 棄権 2名
合計 132名

上記から分かりますように、23名分の差が出てしまっているのはなぜなのか分かりません。この点については、3月25日付けで県会事務局に問合せをしていますが、いまだに回答が来ません（資料⑥を参照）。真正な取り扱いがされているのか非常に疑問に思われます。

⑥ 結 論

以上、①～⑤の経緯を見るに、当会は、およそ公平かつ公正な運営がなされているとは、到底言い難い状況に陥っています。よって私は、**社会保険労務士法第25条の47に基づき臨時総会の不成立及び間部会長をはじめとする現執行部の即時解任を要求致します。**

このような会長以下の執行部に県会の未来を任せることはできず、**いたずらに県会の財産を減少させ**、すでにまともな運営ができる状態ではなくなっています。その結果、会員に対して謂れのない臨時徴収や会費の値上げなどを要求し、自分たちが引き起こした責任をわれわれ会員に転嫁してくるであろうことは想像に難くありません。

当方としては、現在の会員そしてこれから入会してくる新会員が、みな安心して会費を支払い、運営を任せられる県会にしていくためにも、現執行部、特に**間部氏を会長職から追放**した上で執行部全体の人選を見直し、会員から信頼される組織編成をすることが急務であります。どうか、現今の困難なる状況をご斟酌いただき、ぜひ、厚生労働大臣へお取次いただけますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬 具

～ 参 考 資 料 ～

◎ 社会保険労務士法

(総会の決議の取消及び役員解任)

第25条の47

厚生労働大臣は、社会保険労務士会又は連合会の総会の決議又は役員が法令又はその社会保険労務士会もしくは連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、**総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずる**ことができる。

◎ 社会保険労務士法詳解

(P352. 14行目～16行目)

個人会員は、総会に自ら出席し、議案について審議すべきであるが、総会に主席できない者は、総会の議案について賛否を表明した委任状により議決権を行使することができる(会則準則27条2項)。なお、委任して議決権を行使する者は、総会の定足数を計算する場合には、総会に出席したものとみなされる(会則準則27条4項)。

◎ 大分県社会保険労務士会会則

(総会の決議権)

第27条第2項

個人会員で総会に出席することができない者は、あらかじめ、総会の議案について賛否を表明した書面又は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、本会に提出した委任状に総会の議案に対し賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。